

これまでの八戸市総合計画策定委員会における決定事項について

1. 次期八戸市総合計画の策定コンセプトについて

- ①基本構想は、10 年程度先の当市の将来都市像実現を目指すために掲げる計画の要となる部分であり、市民との共有を図るため、わかりやすく表現する。
- ②基本計画は、時代の変化に適時適切に対応するため、柔軟性かつ機動性を確保できるものとする。
- ③実施計画相当として取り扱う未来共創推進戦略は、中期的な方向性を見据えつつ、毎年度発生する喫緊の課題等への対応を踏まえた内容とする。
- ④進捗管理は、各課が策定する個別計画の指標との整合性を果たせるほか、市民意識調査等の結果を活用するなど、わかりやすい進捗管理を図る。

2. 次期八戸市総合計画の構造と計画期間について

構 造	3層構造(基本構想+基本計画+単年度戦略)
基本構想	令和 9 年度から令和 16 年度(8年間)
基本計画	(前期) 令和 9 年度から令和 12 年度(4年間) (後期) 令和 13 年度から令和 16 年度(4年間) ※構成は「政策」及び「施策の方向性」とする。 ※機動的な見直しができるものとするため、大きな社会構造の変化が発生した場合には、4年に限らず変更できることとする。
単年度戦略	1年毎に更新(現行名称:未来共創推進戦略)

3. 市民参画の取組について

- (1)策定委員会委員の公募
- (2)市民アンケート
※①無作為抽出+市政モニター、②誰でも回答できるアンケート(公共施設設置分)、
③こどもモニター
- (3)市民ワークショップ
※①社会人、②社会人・大学生・高校生
- (4)多様な市民参画への取組
※①フォトコンテスト、②みんなで描く 10 年後の八戸プロジェクト
- (5)各種団体・専門家等との意見交換(グループヒアリング、有識者ヒアリング)
- (6)市議会からの意見聴取
- (7)パブリックコメント

4. 備考

これまでの策定委員会の審議を受け、基本計画は市の行政計画として市長が定めることとし、市の将来ビジョンを定める重要な指針である基本構想を、議会で審議していただく議決事項とするよう、令和8年3月議会にて、八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正したもの。

改正内容:総合計画における議決範囲を基本構想及び基本計画から、基本構想のみへと改正。